

第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画 パブリックコメント実施結果

- 1 募集期間 令和元年12月25日（水）～令和2年1月24日（金）
 （31日間）

- 2 資料配布場所
役場本庁舎情報公開コーナー、子育て支援課、シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館)、北部文化福祉会館（北部公民館）、南部文化福祉会館（南部公民館）、健康管理センター、寒川町民センターおよびセンター分室、寒川総合図書館、子育て支援センター、木島医院、高山産婦人科内科、玉井小児科、林こどもクリニック、町内各保育園等、町内各幼稚園等、町内各児童クラブ、町ホームページ（閲覧）

- 3 意見の提出状況等
意見提出者数 12 名
 （うち、寒川町自治基本条例第3条第1号に定義する町民に該当しない方： 1 名）

意見総数 42 件（内訳別記）
 （うち、寒川町自治基本条例第3条第1号に定義する町民に該当しない方： 1 件）

- 4 内訳別意見件数
 （寒川町自治基本条例第3条第1号に定義する町民に該当しない方の意見を除く）

意見の内容	意見数
第2章 子ども・子育てをめぐる現状について	3 件
第3章 第1期計画の評価について	2 件
第4章 計画の基本的な考え方について	4 件
第5章 施策の推進について	27 件
第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について	3 件
その他	2 件
合計	41 件

- 5 この「パブリックコメント実施結果」については、次の場所でご覧いただけます。
パブリックコメントにご協力いただきまして、ありがとうございました。

役場本庁舎情報公開コーナー、子育て支援課、シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館)、北部文化福祉会館(北部公民館)、南部文化福祉会館(南部公民館)、健康管理センター、寒川町民センターおよびセンター分室、寒川総合図書館、子育て支援センター、町ホームページ(閲覧)

お問い合わせ先：寒川町健康子ども部子育て支援課子ども家庭担当

電話 0467(74)1111 内線 161 FAX 0467(74)5618

E-mail kosodate@town.samukawa.kanagawa.jp

意見の内容と町の考え方

意見番号	計画の該当箇所	意見の内容	町の考え方	計画の修正
1	計画案18ページ (第2章) 子ども・子育てをめぐる現状 4 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の状況 (2)地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	P18(2)の子育て支援センター利用実績の単位人日となっていますが、人年の誤りでは？	「人日」については、第1期計画においても用いていましたが、「1人で作業した場合に何日かかる」というような意味で業務見積等に用いられる単位でもあります。 本計画では、「延人数」の意味で用いておりますが、同じ計画に「人日」と「延人数」が混在する状況でもあることから、統一を図り「延人数」に変更します。	修正 No. 1
2	計画案19ページ (第2章) 子ども・子育てをめぐる現状 4 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の状況 (5)養育支援訪問事業	P19(5)養育支援訪問はH29～H30にかけて倍増している。それが令和6年まで+1では現状においつかないと思う。PHN人員（対応する方）増も必要でないか。同時に家事援助ができるヘルパーさんの制度も充実させてほしい。	第2期計画期間における養育支援訪問の利用者推計については、平成30年度実績を参考に令和2年度を13人として設定しておりますが、令和3年度以降の数値に記載誤りがありましたのでお詫びして訂正させていただきます。令和2年度以降毎年度1人増で、令和6年度は17人を見込んでおります。町では、子育て支援相談員が対象家庭を訪問しておりますが、当面は現状で対応に努めてまいります。 なお、家事援助のヘルパー制度につきましては、保護者等に障がいがあるなど一定の要件を満たす場合などは、利用できる制度がございます。	修正 No. 2
3	計画案28ページ (第2章) 子ども・子育てをめぐる現状 5 ニーズ調査結果の概要 (6)寒川町の子育ての環境や支援への満足度	P28 小学生保護者の満足度が低いのが極立ちます。もう少し詳しい内容が必要では？	ニーズ調査の満足度についての設問は、これ以外はございません。満足度が低いことにつきましては、子育て支援の取り組みが不十分であることの表れであると認識しており、第2期計画において引き続き取り組みを進めていく必要があると考えております。	なし
4	計画案30ページ (第3章) 第1期計画の評価 2 事業の評価と課題 基本目標1 子育て家庭の支援	P30～ 基本目標1 FSCのまかせて会員が少ない状況～支CでのFSC会員による預かりをすすめてはいかがでしょうか。	ファミリーサポートセンター（以下「FSC」という。）のまかせて会員が少ない状況は、町としても課題として認識しております。「最初から自宅で保育するのはハードルが高い」といったご意見もあり、子育て支援センターでの講座開催時に参加者の子どもの保育を他のまかせて会員と一緒に体験してもらったり、まかせて会員の活動を広報に掲載したりするなど、まかせて会員獲得に努めております。FSC事業としての預かりを子育て支援センターで行うことにつきましては、会員相互による育児援助活動という本来の趣旨から外れかねないことから、現時点では考えておりません。	なし
5	計画案32ページ (第3章) 第1期計画の評価 2 事業の評価と課題 (基本目標5) 要支援家庭への取り組み	P32 要支援家庭への取組で「児童虐待防止ネットワーク事業」に取り組んでいる由、実感としてはそれぞれが一生懸命にとりくんでいても それをコーディネートする力、人員が町として不十分だと思う。町役場内の横の連携も弱いのではないかな。ex. 子育て支援課と保育課	ご指摘ありがとうございます。児童虐待防止のネットワーク事業については、「子どもサポートネットワーク事業」として外部の関係機関や役場内の関係各課が連携して児童虐待防止に取り組んでいるものです。コーディネートする力や連携の点につきましては、現状において担当職員が研修受講などで資質向上に努めておりますが、不十分とのご指摘を受けまして、改善すべき点として改めて認識し、より一層の資質向上・連携強化に努めてまいります。	なし
6	計画案33～34ページ (第4章) 計画の基本的な考え方 1 計画の基本理念 2 計画の基本的な視点	1. 「計画の基本的な考え方」 ○「基本理念」について。この理念を高く掲げて、「子育てするなら、寒川だね」と言われるようにしたいものです。 「基本的な視点」について。 ○「子どもの利益が尊重されるよう」…「子どもの権利条約第3条」のこの視点が重要だと思います。 ○「社会全体による子育て支援」…子育て支援も、もちろん、家庭、学校、地域等さまざまな組織の協力によって取り組まれるものではありませんが、第一義的には国と地方自治体が、その担い手にならなければ、到底できるものではありません。憲法25条に規定されているように、国と地方自治体に社会福祉・社会保障を実現する責務があることを明確にして、子育て支援にも取り組んでいただきたいと思います。	核家族化や少子化の進行等、社会環境の変化に伴い、子育て家庭を取り巻く環境が厳しさを増す中で、親だけで子育てしていくことが難しい家庭や状況があります。親の育児不安や孤立感から、児童虐待につながることも懸念されます。 町では、子育て世代包括支援センター事業等により、妊娠中から育児期に渡るまで子育て家庭を見守り、気軽に相談いただける体制を整えるとともに、子どもサポートネットワーク事業による児童虐待防止の取り組みなど、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮しながら、様々な子育て支援事業を実施することで、地域の人々と関係機関、関係団体等が互いに協力して、地域社会全体で子育てする環境づくりを目指しております。その願いを込めた「のびのびすくすく家族と地域の子育て環境づくり」の基本理念のもとに、「寒川町で子どもを産み、育てたい」と思えるようなまちを実現できるよう子育て支援の充実に取り組んでまいります。	なし

意見の内容と町の考え方

意見番号	計画の該当箇所	意見の内容	町の考え方	計画の修正
7	計画案34ページ 概要版2ページ (第4章) 計画の基本的な考え方	2ページ 計画の基本的な考え方について ・「寒川町で子どもを産み育てたいと思えるような、笑顔で支えあいの町を実現したい…」の考えに賛成です。 ・将来の寒川を作っていく子どもたちです。どの子も安全な環境で、安心して元気に遊び、学び豊かな人間として育ててほしいと思います。 ・子どもの一番大切な居場所である家庭が安心できるものとなるのが最も大事です。 ・子育ての中の家庭への見守り（訪問など含む）など気楽に相談できるようにしたいものです。特にひとり親など援助が必要です。 ・学校は、少人数学級にしてほしいです。 子ども・子育て支援には、予算をしっかりと、人員もきちんと配置して取り組んでほしいと思います。	ご意見にあるとおり、子どもの大切な居場所である家庭が安心できるものであることは、子どもが豊かな人間として育つうえで非常に重要です。そのため町では、子育て世代包括支援センター事業や母子保健事業の実施により、妊娠・出産・子育ての各時期を通じた見守り・相談のための切れ目ない体制を整えるとともに、子どもサポートネットワークの取り組みにより関係機関等と連携しながら児童虐待の防止・早期発見に努めるなど、ひとり親家庭なども含めた子育て家庭への支援に取り組んでおります。 また、学校教育においては、現在小学校3年生まで少人数学級を実施しております。今後も、その維持・拡大に向けて町として努力するとともに、国や県に対しても教員定数の拡大を求めています。 本計画は、将来を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、地域社会全体で子ども・子育て支援を行うことを基本理念としており、そのために必要な取り組みにつきましては、今後もしっかりと実施に努めてまいります。	なし
8	計画案34ページ (第4章) 計画の基本的な考え方 2 計画の基本的な視点	「子どもへの支援」について ▶子育て支援施策は、すべての子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮して取り組む必要があります。 ▶豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めることが重要です。 と記載されています。 心と身体の成長過程の子供達の食育に良いとされている「自校式給食」は、とても必要な事ではないでしょうか。未来を担う子供にとつて、現在の小学校の自校式給食の良い環境を、中学校完全給食実現・コスト削減・利便性の為に無くしてはいけないと思います。説明会では、よくコストの事を言われていましたが、自校式給食が食育に良いとわかっているのに、なぜ奪おうとするのか！子供達の自校式給食に投資する事は、 ○子供の利益が最大限に尊重 ○豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成。 に繋がります。給食が「栄養がとれれば良い」という考えではなくなっています。近年では、給食＝教育と考え、地産地消や自校での調理に力を入れている地域が増えて来ています。他の地域でも、給食の在り方を良くしようとしている方々が多くいます。そういう時代になってきています。寒川町の「子ども・子育て支援」給食は大きく関わっています。「決まった事だから」で自校給食維持してほしい声を遠ざけて、センター化を進めている大人達の対応に、子供がとても不思議に思っています。	「子どもへの支援」については、第4章の計画の基本的な考え方において、本計画の基本的な視点のひとつとして記載しているもので、「学校給食の充実」に限らず、様々な事業を実施して計画を推進する上での大切な考え方です。本計画には、この基本的な視点に留意しながら、第5章に掲げる施策の基本的方向に沿って様々な事業を位置付けています。これらの事業を着実に実施し、地域社会全体が一体となった子育て環境づくりを推進することで、「子どもを産み、育てたい」と思っていただけ町を目指すものです。 食育や地産地消など「自校方式」についての考え方については、別のご意見に対する町の考え方として記述したとおりですが、そのことよって本計画の目指すところが変わるものではありません。	なし
9	計画案34ページ 概要版2ページ (第4章) 計画の基本的な考え方 2 計画の基本的な視点	2ページ 社会全体による子育て支援について 子育て支援策の中で、あらゆる社会全体で取り組む課題とありますが、具体的に町としてさまざまな社会に個々に協力を求めてきているとは思えないのですが。町のいろいろな活動団体にも活用する事が重要ともあるが現実、子供会などは数年前から消滅している状況の中であらたにまた再生することの方が、新しい団体をつくるよりむしろいいと考えます。 今、子供達を取り巻く環境は厳しい。その中で特に感じるのは人とのつながりがどんどんなくなっている気がします。今私は日々孫の世話をしながら、毎日を過ごしていますが、自分の子供の頃はまわりの人達がいろいろな面でかかわっていたり時にはしかってくれたり出来たような社会に近づける、子育て支援策であってほしいと願います。	核家族化や少子化の進行等、社会環境の変化に伴い、子育て家庭を取り巻く環境が厳しさを増す中で、親だけで子育てしていくことが難しい家庭や状況があります。親の育児不安や孤立感から、児童虐待につながることも懸念されます。 こうした課題に対して町では、子育て世代包括支援センター事業等により、妊娠中から育児期に渡るまで子育て家庭を見守り、気軽に相談いただける体制を整えるとともに、子どもサポートネットワーク事業による児童虐待防止の取り組みなど、行政や関係機関及び関係団体がお互いに協力して、地域社会全体が一体となった子育て環境づくりを目指しています。 また、子どもが人とのつながりを実感できるためにも、地域で子育て支援に取り組む団体の活動は大切であると考えておりますので、活動に対する補助制度など地域社会資源の活動を支援する事業にも、引き続き取り組んでまいります。	なし
10	計画案37ページ (第5章) 施策の推進 (基本目標1) 子育て家庭の支援 (施策の基本的方向1) 地域での子育て家庭の支援 7 ファミリー・サポート・センター事業	実施7. ファミリーサポートのまかせて会員について気になりますが、実際に自宅でお子様を一人で見るとなるとハードルが高く感じて会員になれません。もう少し手軽にお手伝い出来るシステムがあればいいのと感じています。	まかせて会員につきましては、他の方からも「最初から自宅で保育するのはハードルが高い」といったご意見もあり、自宅での預かりの前に、子育て支援センターでの講座開催時に参加者の子どもを保育を他のまかせて会員と一緒に体験してもらおうなど、不安感を軽減する取り組みを行っております。お願い会員に比べて、まかせて会員の数が不足している状況ですので、ぜひまかせて会員にご登録いただければと思います。	なし

意見の内容と町の考え方

意見番号	計画の該当箇所	意見の内容	町の考え方	計画の修正
11	計画案37・39ページ (第5章) 施策の推進 (基本目標1) 子育て家庭の支援 (施策の基本的方向1) 地域での子育て家庭の支援 12 地域子育て環境づくり支援事業 24 公民館講座開催事業	P36～地域での子育て家庭への支援について 「地域で子育て支援する人材や団体が育つように子育て支援のネットワークづくりを推進、子どもにとっての事業やイベント、講座を企画、実施します。」とありますが、現状値→目標値が下がっているもの(実施12.24)はどうしてでしょうか？減らしていくのは矛盾しているかとおもうのですが？	地域子育て環境づくり支援事業につきましては、毎年2団体を計画値として平成27年度から始めた事業です。年度により実績値にバラツキがあり、計画値としては引き続き2団体としているものです。 公民館講座開催につきましては、第1期計画では、事業内容として成人対象の講座も含めていたことから、H30の現状値が世代に関係なく、すべての公民館講座・事業の合計(開放事業、公民館まつり、ジュニア絵画展作品応募数は除く)となっています。 本計画では、事業内容として成人対象の講座を除いた、青少年対象の講座・事業としているため、全年代の講座・事業を含んでいたH30より指標の数値が減っているものです。 なお、現在の計画案には、幼少年向け事業が含まれておりませんので、含めた内容に修正させていただきます。幼少年と青少年を対象とした事業のH30の現状値は2,440人と132回でした。R6の目標値は2,450人と142回で設定いたします。	修正 No.3
12	計画案38ページ (第5章) 施策の推進 (基本目標1) 子育て家庭の支援 (施策の基本的方向1) 地域での子育て家庭の支援 14 子育て支援相談事業 15 利用者支援事業(基本型) 16 育児相談事業	P38 14～16の相談事業 主訴への対応率100%となっているが、それは当然である。件数、相談者の満足度、継続件数等を出す方がよいのでは。この100%は自画自賛ととられかねない。	相談事業において件数というのは活動状況を図る上では意味がありますが、事業の効果という意味では、どれだけ対応できたのかが重要であるとの考えから「相談主訴への対応率」としていません。件数につきましては、事業の進行管理票において指標とは別に表記しております。満足度につきましては、相談に至る事情や深刻度合いなど様々であり、非常に主観的であることから、相談事業の指標としては適正でないと考えます。相談主訴への対応率は、100%が当然に目指すところであり、それが達成されない状況があれば、人員や資質など事業体制に問題があることになるので、改善を図る目安にもなるものと考えております。	なし
13	計画案39ページ 概要版3ページ (第5章) 施策の推進 (基本目標1) 子育て家庭の支援 (施策の基本的方向1) 地域での子育て家庭の支援 22 町営プール運営管理事業	町営プールが使えなくなり小学生で使っていた親の子供世代が、不利益をこうむっています。早く一部の人がしか興味がないBMXより一部でも良いので復活させて下さい。	町営プールにつきましては、平成25年度に施設が使用できなくなってから今年で7年目を迎えますが、現在、令和3年の夏からご利用いただけるように、土地所有者である神奈川県と調整を進めております。	なし
14	計画案39ページ (第5章) 施策の推進 (基本目標1) 子育て家庭の支援 (施策の基本的方向1) 地域での子育て家庭の支援 23 学校開放事業	学校開放で使用する団体に所属しています。度々使用出来ないことがあります。目標値は増やせるのでしょうか。	学校開放は児童・生徒が使用する各小中学校の体育館や校庭を使用するため、学校行事や施設改修等を優先する必要があります。そのため、ご意見のとおり使用できない日が生じます。 事業計画(案)の指標である開放利用数を増やす方法として、運用や予約等の見直し、より多くの団体が利用できるようにすることを検討していきます。	なし
15	計画案39ページ (第5章) 施策の推進 (基本目標1) 子育て家庭の支援 (施策の基本的方向1) 地域での子育て家庭の支援 24 公民館講座開催事業	P39 24公民館講座を激減させる意図は何なのでしょう。学力向上にも意味がある筈です。	第1期計画では、事業内容として成人対象の講座も含めていたことから、H30の現状値が世代に関係なく、すべての公民館講座・事業の合計(開放事業、公民館まつり、ジュニア絵画展作品応募数は除く)となっています。 本計画では、事業内容として成人対象の講座を除いた、青少年対象の講座・事業としているため、全年代の講座・事業を含んでいたH30より指標の数値が減っているものです。 なお、現在の計画案には、幼少年向け事業が含まれておりませんので、含めた内容に修正させていただきます。幼少年と青少年を対象とした事業のH30の現状値は2,440人と132回でした。R6の目標値は2,450人と142回で設定いたします。	修正 No. 3

意見の内容と町の考え方

意見番号	計画の該当箇所	意見の内容	町の考え方	計画の修正
16	計画案39ページ (第5章) 施策の推進 (基本目標1) 子育て家庭の支援 (施策の基本的方向1) 地域での子育て家庭の支援 24 公民館講座開催事業	施策項目№24 公民館講座開催事業の目標値が低いため改定を要望する。 青少年の健全育成を図るため、公民館を地域の学の拠点として活用することとしている。子どもたちの学び・体験の拠点として公民館を利用することは重要な施策であり賛成である。但し管理目標値が講座の回数は現状(H30年)190回に対しR6年は108回と▲43%減少、参加者数はH30年5179人に対しR6年は1300人▲75%と大幅に減少させている。重要な施策であるので目標値を現状以上にすべきである。	第1期計画では、事業内容として成人対象の講座も含めていたことから、H30の現状値が世代に関係なく、すべての公民館講座・事業の合計(開放事業、公民館まつり、ジュニア絵画展作品応募数は除く)となっています。 本計画では、事業内容として成人対象の講座を除いた、青少年対象の講座・事業としているため、全年代の講座・事業を含んでいたH30より指標の数値が減となっているものです。 なお、現在の計画案には、幼少年向け事業が含まれておりませんので、含めた内容に修正させていただきます。幼少年と青少年を対象とした事業のH30の現状値は2,440人と132回でした。R6の目標値は2,450人と142回で設定いたします。	修正 No. 3
17	計画案39、48ページ (第5章) 施策の推進 (基本目標1) 子育て家庭の支援 (施策の基本的方向1) 地域での子育て家庭の支援 24 公民館講座開催事業 (基本目標3) 教育環境の整備 (施策の基本的方向3) 家庭や地域の教育力の向上 55 公民館講座開催事業(再掲)	実施24.55 公民館講座開催数が目標として減っているのがとても残念です。子供も利用することが多く逆に今以上に増えて欲しいです。	公民館講座開催につきましては、第1期計画では、事業内容として成人対象の講座も含めていたことから、H30の現状値が世代に関係なく、すべての公民館講座・事業の合計(開放事業、公民館まつり、ジュニア絵画展作品応募数は除く)となっています。 本計画では、事業内容として成人対象の講座を除いた、青少年対象の講座・事業としているため、全年代の講座・事業を含んでいたH30より指標の数値が減となっているものです。 なお、現在の計画案には、幼少年向け事業が含まれておりませんので、含めた内容に修正させていただきます。幼少年と青少年を対象とした事業のH30の現状値は2,440人と132回でした。R6の目標値は2,450人と142回で設定いたします。	修正 No. 3
18	計画案40ページ (第5章) 施策の推進 (基本目標1) 子育て家庭の支援 (施策の基本的方向2) 仕事と子育ての両立 25 男女共同参画推進事業	施策項目№25 男女共同参画事業の目標が低すぎる。 施策基本方向2で仕事と子育ての両立支援の一層の推進が重要であることは、現在の社会環境からも大切である。その点で家庭における男女の固定的な役割分担を見直す点は重要である。男女の差別問題・人権の尊重・ジェンダー平等の考え方の啓もう活動はますます重要となってきている。今回の目標値が研修会・講座参加人数でH30年実績81人に対し、R6年30人の目標は低すぎる。最低でも80人以上の目標とすべきである。	男女共同参画社会の形成を実現するためには、職場や地域、家庭や学校といったそれぞれの場で、性別による固定的な役割分担意識を見直していくことが必要です。 男女共同参画について理解を深めるため、神奈川県との連携事業や2市1町広域連携事業として講演会や講座を実施しており、平成30年度の2講座参加人数81人でしたが、寒川町在住者はそのうち54人でした。 2市1町広域連携事業につきましては、平成30年度は寒川町が会場だったため、多くの方にご参加いただきましたが、藤沢市・茅ヶ崎市での開催の場合、寒川町からの参加者数は大幅に減少する傾向にあることや事業の見直し等も考えられることから、R6年度の目標値を30人と設定するものです。	なし
19	計画案41ページ 概要版3ページ (第5章) 施策の推進 (基本目標1) 子育て家庭の支援 (施策の基本的方向3) 子育て家庭への経済的支援の充実 27 奨学金制度推進事業	勉学をいそむ生徒に、家庭の事情に関係なく、チャレンジできて、進学できるように充実をお願いします。出来れば、返済不要が良い。	町では、経済的理由により高等学校等への就学が困難な方に対し、就学を奨励するために奨学金を貸与する事業を行っております。返済不要の奨学金制度につきましては、県内の一部自治体で実施されておりますが、現時点では町として実施する考えはございません。	なし
20	計画案43ページ (第5章) 施策の推進 (基本目標2) 母子の健康の確保と増進 (施策の基本的方向1) 母と子の健康づくり	P43 現在おこなわれている産後ケアは利用者の評判もよくさらに充実がのぞまれますが この冊子のどこにかかっているのか。みつけれませんでした。	産後ケア事業につきましては、平成29年度の事業開始から間もなく3年を経過しますが、利用者や委託事業者からの意見を踏まえて訪問型の時間数等を改善する予定です。産後ケア事業は、43ページの利用者支援事業(母子保健型)である「子育て世代包括支援センター事業」の位置付けで実施しております。	なし

意見の内容と町の考え方

意見番号	計画の該当箇所	意見の内容	町の考え方	計画の修正
21	計画案44ページ (第5章) 施策の推進 (基本目標2) 母子の健康の確保と増進 (施策の基本的方向1) 母と子の健康づくり 42 食育教室 43 学校給食の推進	2. 「施策の推進」 「基本目標2 母子の健康の確保と増進」の中に「食育教室」と「学校給食の充実」が明記されています。 学校教育において食育は、自校直営方式の給食でこそ推進できるものです。それは、寒川町においても各小学校で長年地道に行われ大きな成果をあげてきたことでも明白です。各学校に調理場があって、匂いもし、顔が見え、日々子どもたちと栄養職員・調理員との交流が可能だからです。 政府も、平成18年3月に「食育推進基本計画」を発表し、その中で次のとおり述べています。 望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもの関心と理解を深めるとともに、地産地消を進めていくため、生産者団体等と連携し、学校給食における地場産物の活用や米飯給食の一層の普及・定着を図りつつ、地域の生産者や生産に関する情報を子どもに伝達する取組を促進するほか、単独調理方式による効果等についての周知を・普及を図る。 町が現在、子どもたちや保護者・学校給食関係者・教職員・町民の声を全く聴かずに強行しようとしている「センター方式」では、食育を推進することはできません。 町が強行しようとしている「小中合わせたセンター化」では、「学校給食の充実」はできません。 まして、「センター」が一部の自治体でみられる民営化が導入されれば、運営に参入する企業の利益優先になるおそれもあります。それは絶対に避けなければなりません。 少なくとも小学校の自校直営方式は維持すべきです。中学校については、自校方式・親子方式を含め、各方面の意見を聴き、慎重に検討すべきです。いままでも寒川町で長年にわたって築き続けてきた学校給食を壊し、食育を困難にする「センター化」については、再考再検討を強く求めます。	学校給食の「センター化」について再考再検討を求めるご意見でございますが、「学校給食の充実」につきましては、令和元年9月に策定した寒川町学校給食センター整備基本構想・計画（以下「整備計画」という。）にもとづいて実施していく予定です。整備計画の策定にあたり実施したパブリックコメントにおいても、自校方式の継続を望むご意見はありました。 その際に回答したとおり、自校方式を継続する場合、各小学校の調理場の老朽化が進んでおり、現在と同様に安全安心でおいしい給食提供を維持するには大規模改修の必要が生じ、将来を担う世代にその負担を強いることなく全小学校に対して改修を行い、さらに 中学校への完全給食を実施することは、現状では難しいと考えております。 中学校への完全給食実施の早期実現と、20～40年継続可能な安全安心な給食の提供等を踏まえ、コンパクトな町域であるという当町の地理的特性や給食の食数等を総合的に判断して、給食センター方式による実施を町の方針といたしました。 安全でおいしい温かい給食の提供や食育の推進など、自校方式の良さをできる限り新たに整備するセンターへ取り込めるよう対応しながら、具体的取り組みや運用について、整備計画をもとに今後検討を進めてまいります。	なし
22	計画案44ページ (第5章) 施策の推進 (基本目標2) 母子の健康の確保と増進 (施策の基本的方向1) 母と子の健康づくり 43 学校給食の推進	〔43:学校給食の充実〕について 成長期にある中学生に給食提供ができるようにするのは、望ましいです。 ですが、小学校の自校式給食を犠牲にするのは、寒川町の誇れる食育の環境を子供達から奪うことになります。地場産の食材利用や栄養管理を行い、児童に対する食育を推進！！と記載されていますが、具体的内容が明確でない、給食の質について述べてませんし、実質的に質の後退が懸念されます。多くのセンター化反対意見があるなか、反対意見を「センターにいかす」「決まった事だから」で済ませることは、よくないです。	この事業は、令和元年9月に策定した寒川町学校給食センター整備基本構想・計画（以下「整備計画」という。）にもとづいて実施していく予定ですが、整備計画の策定にあたり実施したパブリックコメントにおいても、自校方式の継続を望むご意見はありました。 その際に回答したとおり、自校方式を継続する場合、各小学校の調理場の老朽化が進んでおり、現在と同様に安全安心でおいしい給食提供を維持するには大規模改修の必要が生じ、将来を担う世代にその負担を強いることなく全小学校に対して改修を行い、さらに中学校への完全給食を実施することは、現状では難しいと考えております。 中学校への完全給食実施の早期実現と、20～40年継続可能な安全安心な給食の提供等を踏まえ、コンパクトな町域であるという当町の地理的特性や給食の食数等を総合的に判断して、給食センター方式による実施を町の方針といたしました。 安全でおいしい温かい給食の提供や食育の推進など、自校方式の良さをできる限り新たに整備するセンターへ取り込めるよう対応しながら、具体的取り組みや運用について、整備計画をもとに今後検討を進めてまいります。	なし

意見の内容と町の考え方

意見番号	計画の該当箇所	意見の内容	町の考え方	計画の修正
23	計画案44ページ (第5章) 施策の推進 (基本目標2) 母子の健康の確保と増進 (施策の基本的方向1) 母と子の健康づくり 43 学校給食の充実	項目No.43学校給食の充実について 学校給食は健全な子どもの成長にとっても重要な施策であり、教育基本法・食育基本法に基づいて寒川町の学校に給食の提供を行うことが求められます。以前から小学校は自校式で温かく出来立ての給食が提供され、栄養士さん・調理士さん・教職員と共に児童が食の大切さを学ぶ食育が行われています。 昨年、中学への給食提供という町民・保護者の要望に応える形で、小・中あわせた給食センター化に移行することを決めました。 「学校給食の充実」の施策の管理項目として、給食の提供日数ではなく、食育の充実度合いをあげるべきである。具体的には栄養士と児童と給食に関した教育回数や食の大切さを理解したことで結果にも表れる残食率を管理指標にしていけることが必要である。 自校給食とセンター化で残食率が自校方式より改善されることが求められ、目標未達であれば対策を打つ管理サイクルを回すことである。	今回の計画(案)の中では、給食実施日数を計画値としておりますが、今後給食センターの整備と併せて、その運用について検討していく中で、より客観性のある指標を検討していきます。	なし
24	計画案44ページ (第5章) 施策の推進 (基本目標2) 母子の健康の確保と増進 (施策の基本的方向1) 母と子の健康づくり 43 学校給食の充実	P44 実施44. 学校給食の指標が給食実施日数ではなく、残食率や食育面を目標にして質の高い給食を目指してほしい。 センター化にして今の自校式よりも優れた食育が出来る事、地場産の食材利用ができるのかは疑問に感じます。	今回の計画(案)の中では、給食実施日数を計画値としておりますが、今後給食センターの整備と併せて、その運用について検討していく中で、より客観性のある指標を検討していきます。	なし
25	計画案46ページ (第5章) 施策の推進 (基本目標3) 教育環境の整備 (施策の基本的方向1) 学校教育の充実 49 「生きる力」の育成事業(小学校・中学校)	昔は、道徳などやりませんが、お友達との関係やいじめをするされる。親とうまく信頼ができないなどあるかもしれないので外部の講師等をよんで出前授業等(例:活躍したスポーツ選手)をする。	町内の小・中学校には「地域のせんせい」という形で地域内外の多くの方が、学校教育に関わっています。小学校であれば農作業や昔の遊びなどの体験を交えた学び、スポーツ選手の講演会を、中学校では地域で働く社会人の方の講演や高校の先生方による出前授業などを行っています。多くの方との関わりで学ぶことは、子どもにとって大変貴重な経験となります。今後も学校の実情に合わせ、外部講師を招いての出前授業を行っていきたいと考えております。	なし
26	計画案46ページ (第5章) 施策の推進 (基本目標3) 教育環境の整備 (施策の基本的方向1) 学校教育の充実 49 「生きる力」の育成事業(小学校・中学校)	P46 実施49. 指標の目標値が下がる理由は何ですか?	児童・生徒の「生きる力」を育成するために、各小・中学校では校内研究を推進しております。指標の目標値については、学力向上を推進していく柱としての校内研究の実態の評価として、達成度を目標値として設定したものです。校内研究推進の取り組みにおいて、設定時から改善が見られたため実績値のとりの評価となっています。 現在は、各学校の継続した校内研究の取り組みにより、実績値が目標値を上回る状況になっておりますので、目標値を小学校10中学校6に修正します。	修正 No.4
27	計画案46ページ (第5章) 施策の推進 (基本目標3) 教育環境の整備 (施策の基本的方向1) 学校教育の充実 50 教育コンピュータ活用事業(小学校・中学校)	実施50. コンピュータ、タブレットの導入にお金と時間をかけるなら他の事に使ってほしい。	小学校、中学校ともに順次施行される学習指導要領においては、情報活用能力が育成すべき資質・能力の一つとして位置づけられています。また、国が提唱するPCの端末整備と大容量通信ネットワークを一体的に整備する「GIGAスクール構想」においても、早急に整備を行い、ICTを活用した教育の実現を図ることが求められております。 このような力を育んでいくために、町としてPC教室にタブレット型のパソコンやプロジェクターを導入するなど、充実した学習が展開できるようICT環境の整備を進めていきたいと考えております。	なし
28	計画案47ページ (第5章) 施策の推進 (基本目標3) 教育環境の整備 (施策の基本的方向1) 学校教育の充実 52 教職員の資質向上事業	実施52. 教職員の資質の向上も大事だとはおもいますが、教員の仕事も多いと聞きます逆に負担にはなりませんか?教職員の人員の確保は充分出来ているのでしょうか(毎年定年退職された先生が来てくださることが多いのですが)それよりも授業時間が増えているので夏休みを少し短縮するなどの見直しをしてほしいです。	教育公務員には研修を受ける機会があたえられなければならないと教育公務員法にも定められており、児童・生徒、学校教育を取り巻く様々な課題を町の研修会で取り上げることで教職員の資質向上を図ることができ、研修に参加する機会を作ることができます。研修の参加については夏季休業中に実施するなど、業務に支障がないよう行っています。 教職員の人員確保につきましては、神奈川県全体の課題となっております。校種や教科の専門性などありますが、学校教育に必要な人員は確保していきたいと考えております。 授業時間増に伴う夏季休業短縮の見直しにつきましては、新学習指導要領実施に向け、より良い形で学校教育が展開されるよう学校行事等の精選を行い、授業時間の確保を行っておりますので、現時点で夏季休業の短縮は考えておりません。	なし

意見の内容と町の考え方

意見番号	計画の該当箇所	意見の内容	町の考え方	計画の修正
29	計画案47ページ (第5章) 施策の推進 (基本目標3) 教育環境の整備 (施策の基本的方向2) 幼児教育の充実 53 子ども読書ふれあい事業	P47-53 子ども読書ふれあい事業は、たぶん図書館の事業を指しているかと思われます。支援センターでの図書館とのコラボもありますが町内他施設でも更に充実させてほしいです。子どもの学力向上？にもつながるかも。	子ども読書ふれあい事業は、総合図書館主催の絵本等の読み聞かせをするおはなし会を事業内容としております。他施設における実施状況としては、公民館講座開催事業の中で、公民館における幼児対象事業として「おはなし図書館」「おはなし広場」を実施しております。	なし
30	計画案47ページ (第5章) 施策の推進 (基本目標3) 教育環境の整備 (施策の基本的方向2) 幼児教育の充実 54 子育て支援センター事業（再掲）	P47-54 子育て支援センター事業が幼児教育の充実の項に入っていますが 当のスタッフはその認識がうすいです。もう少しつっこみが必要では？	ご指摘ありがとうございます。子育て支援センター事業は、その事業の性格から複数の「施策の基本的方向」に位置付けています。子育て支援センターにおける様々な取り組みが、位置付けられた各施策の推進につながっておりますが、スタッフの認識が薄いとのご指摘につきましては、改めて意識の徹底を図ってまいります。	なし
31	計画案52ページ (第5章) 施策の推進 (基本目標4) 子育てを支援する生活環境の整備 施策の基本的方向3 子どもの遊び場の確保	52ページ 子どもの遊び場の確保について 寒川駅近周辺には、小さな子供が遊べる公園や広場が少なくかんじています。湘南信用金庫裏の旧自転車駐車場跡地は今後どのようにしていく計画があるのでしょうか？現在旧駐輪場跡地脇の芝生や池のある広場は、ボランティアの方達などで荒地だったところが整備されてきています。そのおかげで芝生の広場からは寒川駅に発着する電車もよく見える為、旧駐輪場跡地を有効活用する為に公園または広場に、JRの協力等も得られれば、「電車の見える公園」として利用する方もいるのではないかと思います。	ご意見をいただいた自転車駐車場跡地及び緑地は、寒川駅北口の区画整理事業に伴い町が個人の方から借地をしている土地で、現状ではいいこの場として活用しております。この土地につきましては、寒川駅北口の土地区画整理事業が終了したことから、土地の所有者に来年度返還する予定になっております。現在のところ、この場所をご提案いただいたように公園や広場として整備していくことは考えておりません。	なし
32	計画案52ページ (第5章) 施策の推進 (基本目標4) 子育てを支援する生活環境の整備 (施策の基本的方向3) 子どもの遊び場の確保 74 子育て支援センター事業	P74-74 子どもの遊び場の確保の中に支Cが入っています。その観点を支Cスタッフにも徹底すべきでは（P47の54と同様）	ご指摘ありがとうございます。子育て支援センター事業は、その事業の性格から複数の「施策の基本的方向」に位置付けています。子育て支援センターにおける様々な取り組みが、位置付けられた各施策の推進につながっておりますが、スタッフの認識が薄いとのご指摘につきましては、改めて意識の徹底を図ってまいります。	なし
33	計画案53ページ (第5章) 施策の推進 (基本目標4) 子育てを支援する生活環境の整備 (施策の基本的方向3) 子どもの遊び場の確保 76 児童遊び場の整備	〔76：児童の遊び場に整備〕について 夏休みの遊び場に毎年困っています。子供も暑くて友達と遊べる場所ない！！と言っています。公園は、日中とても暑くて、滑り台など遊具も暑くなってしまい、熱中症の心配 学校開放のプールも8月初めで終わってしまふ。 去年の夏休み、友人とどこで遊ばせるか相談していたところ、藤沢のこどもの家のことを聞き行ってみました。何軒かあるようですが、高学年と低学年に幼児を連れて行きましたが、隠し通路？があったり小さなアスレチックみたいで、子供達は喜んでました。 寒川町にも、少しづつ藤沢のこどもの家のような場所が出来たら助かります。下に小さな兄弟がいるママもいたので、小さい子がいても、上の子と一緒に遊びに行きやすい！と思います。	過去においては町にも児童館があり、子どもたちが集まって遊んでおりましたが、大人も含めた地域の皆さんに広く利用していただくために、地域集会所として整備を進めてきた経緯があります。現時点では、公共施設再編計画を策定中で、施設機能の集約を図る方向にある現状も踏まえ、「子どもの家」のような屋内施設を新たに設ける考えはありません。 未就園児と保護者向けには、岡田の子育て支援センターや町内4箇所毎月一回ずつ実施する「巡回ひろば」「子育てひろば」があります。また、北部や南部の文化福祉会館でも「親子サロン」や「ふれあいルーム開放」など、日時を決めて施設の一室を開放して遊べるようにしております。 就学児童については、放課後を過ごしてもらう場所として、小学校の体育館で「ふれあい塾」を実施しているほか、北部や南部の文化福祉会館のロビーなどでも、夕方の帰宅時間まで過ごしてもらえるようにしております。	なし
34	計画案56ページ (第5章) 施策の推進 (基本目標5) 要支援家庭への取り組み (施策の基本的方向3) 障がい児施策の充実	施策の基本的方向 障がい児施策の充実について ・児童発達支援事業は町内にある保育園、幼稚園、子ども園等には何の支援も受けられないのでしょうか？先日、在園中の保育園に加配（介助）をして頂きたく、その手続き方法を役場の保育課へ御相談に伺ったところ、「今のところその様な手続きはないです。」と言われ絶望的な気持ちになりました。小学校・中学校への支援だけでしょ うか？ 大変立派なバス、BMXコースも素晴らしいと思います。でもどうか福祉への手厚い支援、弱者への支援もよろしくおねがい致します。	今回ご意見をいただいた件につきましては、不安な思いをさせてしまい申し訳ありません。加配保育士については、障がいのあるなしに関わらず、施設と町で児童の状況や施設全体の保育士の配置について検討しながら決定し、対応しております。支援の必要な児童に対しては、引き続き施設と連携して支援してまいります。	なし
35	計画案57ページ (第5章) 施策の推進 (基本目標5) 要支援家庭への取り組み (施策の基本的方向3) 障がい児施策の充実 92 児童発達支援事業	P57 92はひまわり教室をさすと思われます。”療育”を必要とするお子さんへの対応が町では遅れていると思われます。図書館、消防、ゴミ同様広域行政の理念のもと、町外の療育との連携は難しいのでしょうか。	児童発達支援事業は、現在、町立の事業所としてひまわり教室があり利用定員20名で運営しております。児童発達支援サービスの利用については、広域行政という考え方ではなく、対象となる児童の状況に応じた事業所を利用いただいております。ひまわり教室に限らず、町外の事業所を利用していただくこともございます。	なし

意見の内容と町の考え方

意見番号	計画の該当箇所	意見の内容	町の考え方	計画の修正
36	計画案65ページ (第6章) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 (3) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	P65(2) 量の見込みと確保提供量で（単位：人日）←これでいいですか。1でも指摘しました。	「人日」については、第1期計画においても用いていましたが、「1人で作業した場合に何日かかる」というような意味で業務見積等に用いられる単位でもあります。 本計画では、「延人数」の意味で用いておりますが、同じ計画に「人日」と「延人数」が混在する状況でもあることから、統一を図り「延人数」に変更します。	修正 No. 5
37	計画案65ページ (第6章) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 (3) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	P65(2) 子育て支援センター量の拡大をはかるのも大事ですが、私は生れた子どもが就園前に1回は支0に足を踏み入れるしくみを望みます。 例えばブックススタートの本配布とか…。町民の子育てになくてはならない場所となるきっかけのためにです。	ご提案ありがとうございます。町としても、子育て支援センターは町民の子育てにとってなくてはならない場所であり、すべての子育て家庭にその存在を認識していただくことは、とても大切なことであると考えます。 現在、母子手帳交付時、出生届出時及び転入手続時に、子育て支援センターのパンフレットや同センターの記載された子育てガイドを配付して、周知を図っています。 また、利用してもらうきっかけ作りになるような講座等の開催に取り組むなど工夫しているところでございますので、引き続き利用のきっかけ作りに努めてまいります。	なし
38	計画案67ページ (第6章) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 (3) 子育て短期支援事業	P67(6) 子育て短期支援事業ニーズなしで対応しないとのことのお考えのようですが受皿がなくしては利用のイメージもわからないのでは…	本計画は、子ども・子育て支援法に基づく法定計画で、策定にあたり利用量を見込むために実施したニーズ調査も、国から示された量の見込みの算出等の手引きに準じて実施しており、該当する事業の概要はそ中で記載させていただいております。事業実施には費用負担が伴いますので、利用見込みがない中での受皿の整備につきましては、本計画策定時には考えておりません。	なし
39	計画案71ページ 概要版7ページ (第6章) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 (11) 放課後児童クラブ	7ページ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容について 放課後児童クラブについてですが、量の見込み人数、確保の内容共に人数は令和2年度から6年度へ向け増加する予定であるのがわかりますが、実際に働く両親のニーズに確かに答えられているのかが疑問です。具体的には児童クラブの開所時間を含めても18：30までというのは、隣の茅ヶ崎と比べても短いです。遠方への働きに出る親はたくさんいると思いますし、閉所時間が早いのがに子供を1人で帰宅させることになる両親、家族はそれだけで不安なのです。ですので、閉所時間の延長を希望したく意見書提出致します。 ※子供は毎日楽しく学童へ通っています。支援員の方々には心より感謝しています。本当にありがとうございます。	町の児童クラブの開所時間につきましては、寒川町放課後児童健全育成事業実施要綱により定められています。その中で「受託者は特に必要があると認めるときは町長の承認を得て開所時間を変更することができる」としており、現在の学童保育会に委託する以前に、保護者が運営していた時の状況を踏まえて、現状では平日の「8時から9時まで」及び「18時から18時30分まで」については、延長保育時間としております。 この延長保育時間を超えて、やむを得ずお預かりした方は、令和元年度の約10名程度で全体の約5%未満となっています。 個々のご事情もあろうかと思いますが、上記のような状況も踏まえ、開所時間の変更につきましては、学童保育会に寄せられている他の意見等と併せて、今後の検討課題とさせていただきます。	なし
40	その他	・「高座のこころ」とはどのようなこころなのか、ぜひ町民へご教示ねがいます。	町では、人口減少に歯止めをかけるため、平成30年2月より移住定住促進を目的に『「高座」のこころ。』をブランドスローガンに掲げ様々な取り組みを進めています。 『「高座」のこころ。』は、家族や友人など人と人の繋がりによる幸せを実感できるまち（魅力的なまち）の実現に向けたスローガンであり、いにしえからさむかわの人々に受け継がれている、穏やかさ、優しさ、あたたかさなどを意味しています。	なし
41	その他	気になるパブリックコメントは色々ありますが、ページ数も多く自分には理解することが難しい計画書や資料をみるだけでも大変です・・・なるべくわかりやすいものにしていただけるとパブリックコメントも出しやすいのではないのでしょうか。	町ではパブリックコメントの実施に際し、詳細な資料と別に概要を分かりやすくまとめた資料をお示しし、多くの町民の皆様にご理解いただけるよう努めております。しかしながら、パブリックコメントの内容によっては複雑な法改正を含むものなど、多くの関係資料を示す必要がある場合もございます。ご指摘の点につきまして、今後も分かりやすい資料となるよう改善に取り組んでまいります。	なし

計画反映新旧対照表

	案中該当ページ	旧	新
修正No.1	P18～21	第2章子ども・子育てをめぐる現状 地域子ども・子育て支援事業 (2)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター) (7)ファミリー・サポート・センター(就学児のみ) (8)①一時預かり事業(幼稚園型) (8)②一時預かり事業(幼稚園型以外) (9)延長保育事業 の単位は(単位:人日)	第2章子ども・子育てをめぐる現状 地域子ども・子育て支援事業 (2)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター) (7)ファミリー・サポート・センター(就学児のみ) (8)①一時預かり事業(幼稚園型) (8)②一時預かり事業(幼稚園型以外) (9)延長保育事業 の単位を(単位:延人数)と修正する。
修正No.2	P66	第6章教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 3地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 (5)養育支援訪問 量の見込みと確保提供量 令和2年度～令和6年度 <u>13人</u>	第6章教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 3地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 (5)養育支援訪問 量の見込みと確保提供量 令和2年度 <u>13人</u> 令和3年度 <u>14人</u> 令和4年度 <u>15人</u> 令和5年度 <u>16人</u> 令和6年度 <u>17人</u> と修正する。
修正No.3	P39 P48	第5章施策の推進 事業No.24公民館講座開催事業 事業No.55公民館講座開催事業(再掲) 指標 目標値(令和6年度) 講座参加者数 <u>1,300人</u> 講座開催数 <u>108回</u>	第5章施策の推進 事業No.24公民館講座開催事業 事業No.55公民館講座開催事業(再掲) 指標 目標値(令和6年度) 講座参加者数 <u>2,450人</u> 講座開催数 <u>142回</u> と修正する。
修正No.4	P46	第5章施策の推進 事業No.49「生きる力」の育成事業(小学校・中学校) 指標 <u>校内研究の成果を実践報告により目的の達成度をABCの3段階で評価する。A=2、B=1、C=0と数値化し、次のように設定する。小学校:2×5=10、中学校:2×3=6</u> 目標値(令和6年度) <u>小学校8 中学校4</u>	第5章施策の推進 事業No.49「生きる力」の育成事業(小学校・中学校) 指標 <u>各学校の校内研究の成果を実践報告により目的の達成度をABCの3段階で評価する。A=2、B=1、C=0と数値化し、次のように設定する。小学校:2×5=10、中学校:2×3=6と修正する。</u> 目標値(令和6年度) <u>小学校10 中学校6</u> と修正する。
修正No.5	P65～69	第6章教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 3地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 (2)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター) (7)ファミリー・サポート・センター(就学児のみ) (8)①一時預かり事業(幼稚園型) (8)②一時預かり事業(幼稚園型以外) の単位は(単位:人日)	第6章教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 3地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 (2)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター) (7)ファミリー・サポート・センター(就学児のみ) (8)①一時預かり事業(幼稚園型) (8)②一時預かり事業(幼稚園型以外) の単位を(単位:延人数)と修正する。